令和 8 年(2026 年)11 月 10 日

埼玉県報

第 770 号
令和 8 年(2026 年)
11 月 10 日
火曜日

目 次

告示

○ 荒川右岸用排水土地改良区の役員就任届（川越農林振興センター）
○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請（農業ビジネス支援課）
○ 低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類の一部を改正する告示（建築安全課）
○ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類の一部を改正する告示（建築安全課）
○ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物の一部を改正する告示（建築安全課）
○ 手数料を減免する建築物等の一部を改正する告示（建築安全課）
○ 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物の一部を改正する告示（建築安全課）
○ 熊谷都市計画、行田都市計画、鴻巣都市計画、北本都市計画、桶川都市計画及び蓮田都市計画下水道の変更に関する公聴会の開催（下水道事業課）
○ 本庄都市計画及び児玉都市計画下水道の変更に関する公聴会の開催（下水道事業課）
○ 県道大野東松山線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
○ 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

0e0004c78e77aa2139d3621ec95a075d

埼玉県告示第七百五十五号

告　示

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、荒川右岸用排水土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年十一月十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

職名	氏名	住所
理事	永　堀　　崇	埼玉県川越市大字小中居九百三十八番地

告示

埼玉県告示第七百五十六号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和八年十一月十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
埼玉県熊谷市津田字流町四百三十三番一	畑	八五九・〇〇

二　申請に係る農地の利用の現況

三　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

四　希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県熊谷市津田字流町四百三十三番一	令和九年四月一日	九年二箇月	三万九千三百七十円

五　意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

イ　提出期限

令和八年十一月二十四日

ロ　提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

ハ　記載事項

⑴　意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

⑵　意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

(3)　意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

(4)　意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

(5)　意見の趣旨及びその理由

(6)　その他参考となるべき事項

告　示

埼玉県告示第七百五十七号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十四号（低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日から施行する。

令和八年十一月十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告示中「別表都市整備部の項第百二十五号金額の欄イ及び同項第百二十七号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第百二十八号金額の欄イ及び同項第百三十号金額の欄イ」に改める。

告　示

埼玉県告示第七百五十八号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十七号（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日から施行する。

令和八年十一月十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告示中「別表都市整備部の項第百三十一号金額の欄イ及び同項第百三十三号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第百三十四号金額の欄イ及び同項第百三十六号金額の欄イ」に改める。

告　示

埼玉県告示第七百五十九号

令和二年埼玉県告示第二百九十六号（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改正し、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日から施行する。

令和八年十一月十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告示中「別表都市整備部の項第百三十一号金額の欄イ(2)㈠」を「別表都市整備部の項第百三十四号金額の欄イ(2)㈠」に改める。

告　示

埼玉県告示第七百六十号

平成十二年埼玉県告示第五百八号（手数料を減免する建築物等）の一部を次のように改正し、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日から施行する。

令和八年十一月十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告示中「第百二十九号、第百三十号及び第百三十五号」を「第百三十二号、第百三十三号及び第百三十八号」に改める。

告　示

埼玉県告示第七百六十一号

令和七年埼玉県告示第二百四十号（建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改正し、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日から施行する。

令和八年十一月十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告示中「別表都市整備部の項第百二十九号金額の欄イ(2)㈠」を「別表都市整備部の項第百三十二号金額の欄イ(2)㈠」に改める。

告　示

埼玉県告示第七百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和八年十一月十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二　公述申出書の様式

別記二のとおり

三　公聴会に関する問合せ先

イ　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番三号

埼玉県下水道局下水道事業課

電話　〇四八―八三〇―五四六六

ロ　当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

別記一

番号	都市計画区域名	市町村名	都市計画の種類及び名称	公聴会		公述申出書		都市計画の構想	
				期日及び時間	場所	提出期間	提出先	閲覧期間	閲覧場所
一	熊谷、行田、鴻巣、北本、桶川、蓮田	熊谷市 行田市 鴻巣市 北本市 桶川市 蓮田市	都市計画下水道 熊谷都市計画、行田都市計画、鴻巣都市計画、北本都市計画、桶川都市計画及び蓮田都市計画荒川左岸北部流域下水道	令和八年十二月三日午後二時から	桶川市役所旧分庁舎会議室一	令和八年十一月十三日から同月二十七日午後五時十五分まで	埼玉県下水道局下水道事業課、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所、桶川市下水道課、蓮田市下水道課	令和八年十一月十三日から同月二十七日午後五時十五分まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）	埼玉県下水道局下水道事業課、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所、桶川市下水道課、蓮田市下水道課

別紙11

公　述　申　出　書

令和８年１１月１０日付け埼玉県報に登載された熊谷都市計画、行田都市計画、鴻巣都市計画、北本都市計画、桶川都市計画及び蓮田都市計画下水道の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和８年　　月　　日

（宛先）
埼玉県知事

公述申出人

住　　所

氏　　名

連絡先（電話番号）

年　　齢

職　　業

意見の要旨及びその理由　　別紙

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

（１）400 字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。

（２）楷書で、横書きにしてください。

告　示

埼玉県告示第七百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和八年十一月十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二　公述申出書の様式

別記二のとおり

三　公聴会に関する問合せ先

イ　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番三号

埼玉県下水道局下水道事業課

電話　〇四八―八三〇―五四六六

ロ　当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

別記一

番号			一
都市計画区域名			本庄、児玉
市町村名			本庄市 美里町 神川町 上里町
都市計画の種類及び名称			都市計画下水道 本庄都市計画及び児玉都市計画利根川右岸流域下水道
公聴会	期日及び時間		令和八年十二月二日午後二時から
	場所		小山川水循環センター管理棟二階大会議室
公述申出書	提出期間		令和八年十一月十六日から同月二十七日午後五時十五分まで
	提出先		埼玉県下水道局下水道事業課、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所、本庄市教育委員会事務局スポーツ推進課、本庄市上下水道部経営管理課
都市計画の構想	閲覧期間		令和八年十一月十六日から同月二十七日午後五時十五分まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
	閲覧場所		埼玉県下水道局下水道事業課、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所、本庄市教育委員会事務局スポーツ推進課、本庄市上下水道部経営管理課

別紙11

公　述　申　出　書

令和８年１１月１０日付け埼玉県報に登載された本庄都市計画及び児玉都市計画下水道の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和８年　　月　　日

（宛先）
埼玉県知事

公述申出人

住　　所

氏　　名

連絡先（電話番号）

年　　齢

職　　業

意見の要旨及びその理由　　別紙

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

（１）400 字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。

（２）楷書で、横書きにしてください。

告　示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十日

埼玉県東松山県土整備事務所長　石　川　　修

一　道路の種類　　県道

二　路　線　名　　大野東松山線

三　道路の区域

旧新別	旧	新
区間	比企郡ときがわ町大字田中字中組二二四番八地先から同郡同町大字関堀字刃クビリ一二八番七地先まで	
敷地の幅員（メートル）	六・四五～六・五九	九・七七～九・八九
延長（メートル）	五四・二〇	
備考	歩道拡幅工事による。	

告　示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和八年十一月十日

埼玉県川越建築安全センター所長　新　井　　穣

一　許可番号　　令和八年九月十八日　　指令川建セ第〇七〇一四一号

二　検査済証番号　　令和八年十一月五日　　川建セ第〇八〇一四号

三　開発区域に含まれる地域の名称　　埼玉県秩父郡皆野町大字皆野字下中千四百五十五番一、千四百五十六番四、千四百六十一番一、千四百六十二番一、千四百八十七番一、千四百八十八番

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名　　石川県白山市松本町二千五百十二番地　　株式会社クスリのアオキ　代表取締役　青木　宏憲